

感染制御認定薬剤師認定申請資格

1. 感染制御認定薬剤師認定申請資格

以下の全てを満たす者は認定を申請することができる。

- (1) 日本国の薬剤師免許を有し、薬剤師として優れた見識を備えていること。
- (2) 薬剤師としての実務経験を5年以上有し、日本病院薬剤師会の会員であること。ただし、別に定める団体のいずれかの会員であればこれを満たす。
- (3) 別に定める学会のいずれかの会員であること。
- (4) 日病薬病院薬学認定薬剤師であること。ただし、日本医療薬学会認定薬剤師であればこれを満たす。
- (5) 申請時において、引き続いて3年以上、施設内の感染対策委員会または院内感染対策チームの一員（院内感染対策チームと連携しての活動を含む）として感染制御活動に従事していること（所属長の証明が必要）。
- (6) 施設内において、感染制御に貢献した業務内容及び薬剤師としての薬学的介入により実施した対策の内容を20例以上報告できること。
- (7) 日本病院薬剤師会が認定する感染制御領域の講習会、及び別に定める学会が主催する感染制御領域の講習会などを所定の単位（20時間、10単位）以上履修していること。
ただし、日本病院薬剤師会主催の感染制御に関する講習会を1回以上受講していること。
- (8) 病院長あるいは施設長等の推薦があること。
- (9) 日本病院薬剤師会が行う感染制御認定薬剤師認定試験に合格していること。

附則

- 1) 感染制御認定薬剤師認定申請資格は平成20年6月7日より施行する。
- 2) 平成20年7月26日改定
- 3) 平成21年6月5日改定
- 4) 平成25年2月9日改定
- 5) 平成26年2月8日改定
- 6) 平成27年2月14日改定 ただし、平成33年度までに認定申請するものにあつては(4)は従前の認定申請資格（日本病院薬剤師会生涯研修履修認定薬剤師、薬剤師認定制度認証機構により認証された生涯研修認定制度、日本臨床薬理学会認定薬剤師）で差し支えない。
- 7) 平成29年12月16日改定 ただし、平成30年度までに認定申請するものにあつては(7)は日本病院薬剤師会主催の感染制御に関する講習会を1回以上受講していなくても差し支えない。

別添

感染制御認定薬剤師認定申請資格に関する事項

1. (2) で「別に定める団体」とは、以下の通りである。
 - 日本薬剤師会
 - 日本女性薬剤師会
2. (3)、(7) で「別に定める学会」とは、以下の通りである。
 - 日本医療薬学会
 - 日本薬学会
 - 日本臨床薬理学会
 - 日本TDM学会
 - ICD制度協議会に加盟している学会・研究会
3. (6) で「感染制御に貢献した内容」とは、以下の通りである。
 - 院内ラウンドの実施
 - 薬物血中濃度モニタリング業務への参画
 - 院内感染対策マニュアル及び抗菌薬使用ガイドラインの作成
 - 感染制御に関する各種サーベイランスへの参加 等
4. (7) で「日本病院薬剤師会が認定する感染制御領域の講習会」とは、以下の機関または団体が実施する講習会である。
 - 厚生労働省・都道府県
 - 日本病院薬剤師会
 - 日本病院薬剤師会が実施するeラーニング
 - 各都道府県病院薬剤師会（ブロック開催も含む）
5. (7) で「別に定める学会が主催する感染制御領域の講習会など」に、次の講習会を対象とする。
 - ICD協議会が主催する講習会
 - 四病院団体協議会のICS養成のための講習会